

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	13	健康危機管理を推進すること
	I	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること
担当部局・課	主管部局・課	大臣官房厚生科学課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	危機管理に対応するための組織を整備すること
(実績目標を達成するための手段の概要)	
<p>「厚生労働省健康危機管理基本指針（以下「基本方針」という。）」等により厚生労働省の健康危機管理の基本的な枠組みを定め、同指針等に基づき、省内関係部局における健康危機管理についての情報交換、迅速かつ適切な健康危機管理を行うための円滑な調整を行うため、健康危機管理調整会議（幹事会）を定期に開催する。</p>	
<p>・参考 基本指針（抄）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 定義</p> <p>(1) この指針において「健康危機管理」とは、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他の何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するものをいう。</p> <p>第3章 厚生労働省健康危機管理調整会議</p> <p>第1節 目的</p> <p>健康危機管理担当部局における健康危機管理に関する取組についての情報交換を行うとともに、迅速かつ適切な健康危機管理を行うための円滑な調整を確保するため、厚生労働省健康危機管理調整会議を設置するものとする。</p>	
(評価指標の考え方)	
<p>省内関係部局における健康危機管理についての情報交換等を円滑に行い、健康危機管理事案が発生した際に迅速かつ適切に対応するため、健康危機管理調整会議（幹事</p>	

会)を定期的かつ確実に開催する。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
健康危機管理調整会議(幹事会)の定期開催(月2回)	24回	24回	24回	24回	24回
(備考) 回数は実績。					
実績目標2	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応すること				
(実績目標を達成するための手段の概要) 健康危機が生じ、又は生じるおそれのある場合には、必要に応じて、健康危機管理調整会議(幹事会)を緊急に招集・開催し、迅速かつ適切に対応を図る。					
(評価指標の考え方) 必要に応じた対応を図るため、健康危機管理調整会議(幹事会)を随時開催する。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
健康危機管理調整会議(幹事会)の随時開催	5回	2回	2回	3回	2回
(備考) ・回数は実績。 【各年度の開催テーマ】 平成13年度 米国同時多発テロへの対応について(9月) 米国同時多発テロへの対応について(9月) 米国同時多発テロへの対応について(9月) 米国同時多発テロへの対応について(10月) 院内感染対策について(1月) 平成14年度 神奈川県におけるカラスの多数へい死事件について(10月) 原因不明の重症急性呼吸器症候群について(3月) 平成15年度 重症急性呼吸器症候群について(4月) 高病原性鳥インフルエンザ対策について(3月) 平成16年度 新潟県等における急性脳炎の発生(10月) 新潟県等における急性脳炎の発生(10月) 愛知万博について(3月) 平成17年度 茨城県における鳥インフルエンザ事例について(6月) 石綿の健康被害と対策について(7月)					

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析
① 「医薬品による健康被害再発防止対策に関するプロジェクトチーム」報告書(平成8年7月1日)において、省内関係部局間での情報共有と、迅速かつ適切な健康危機管理を行うための調整を確保するとされたこと等を踏まえ、「厚生労働省健康

危機管理基本指針」を策定し、健康危機管理調整会議（幹事会）の開催等健康危機管理の基本的な枠組みを定めた。

- ② 近年、感染症、食中毒、医薬品、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態が発生し、また、生物・化学テロへの対応も必要となる中、全ての国民の生命や健康の安全を守るために、これらの事態に迅速かつ適切に対応することが強く求められている。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価	
厚生労働省における健康危機管理については、公衆衛生上の緊急事態等に迅速かつ適切に対処することができるよう、厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令等に基づき、関係部局による健康危機管理調整会議（幹事会）を組織し、月2回ずつ定期的に開催するとともに、必要に応じて随時に開催し、関係部局を明確にしつつ必要な情報交換を行っており、組織体制は整備されてきている。また、平成17年度は、茨城県での鳥インフルエンザ、厚生労働省関係施設におけるアスベストへの対応等において、健康危機管理調整会議を緊急に開催し、省として一体的な対策を講じる際に同会議が重要な役割を果たした。	
政策手段の効率性の評価	
医薬品、食中毒、感染症、飲料水による健康被害など、各部局にわたる健康危機管理業務を適切に実施するためには、あらかじめ基本指針等を整備し、平時においては関係部局担当官等による会議を定期に開催し情報の共有等を日常的に図ることが、緊急時においては随時に開催し一体的に対応することが、効率性及び迅速性の観点から適当である。	
総合的な評価	
健康危機管理調整会議等は、省内における健康危機に関する迅速な情報交換を図り、緊急の事態に対して的確に対応することを目的として、平成9年以降設置されている同会議の定期開催により関係部局における情報の共有等を日常的に図るとともに、緊急時の開催により一体的・効率的に対応しており、健康危機管理業務を円滑に実施することができている。 このため、今後とも上記会議等を引き続き実施していく必要がある。	
評価結果分類	分析分類
① 目標を達成した	① 分析が的確に行われている
2 達成に向けて進展があった	2 分析がおおむね的確に行われている
3 達成に向けて進展がみられない	3 分析があまりの確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

健康危機管理調整会議には、国立試験研究機関等の専門家も参加している。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

③総務省による行政評価・監視等の状況
なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）
なし。

⑤会計検査院による指摘
なし。